

審査会後に寄せられた委員意見と事務局見解

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
1	規模要件等	基本的に国の要件に従うものとし、それよりも小さな面積にする場合は、環境影響の評価項目を絞り、評価方法も単純明快にして、評価手続きをできるだけ短期間に行えるよう考慮する。 理由;今後さらなる再生可能エネルギーの導入が望まれている中で、その導入を抑制することにならないように配慮する。	千葉県環境影響評価条例においては、法アセスの対象にならない事業を条例アセスの対象としているため、必然的に法の要件(100ha相当)以下の規模を設定することとなります。 一方、千葉県では、「千葉県再生可能エネルギー等導入計画」を策定し、太陽光発電事業を推進しています。このように、再生可能エネルギーの導入が重要視されていることも踏まえつつ、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業として、太陽電池発電所等区域面積が10ha以上の場合に、条例アセスの対象とし、他の事業と同様に手続きを進める考えです。
2	対象事業の規模要件	規模要件の指標については、面積および出力の両方とできないか。その理由は、この両者が関わる環境負荷の種類が異なるからで、土砂流出・濁水発生、景観、動植物などについては、設置面積が影響し、騒音・振動については出力が影響します。太陽光発電施設から発生する騒音は、パワーコンディショナ、変圧器および冷却装置などが音源と考えられるため、出力が大きくなれば発生騒音も増大すると考えられます。 ・「面積」だけで規定した場合に、要件以下の面積でも3～4万kWを超える場合があると思います。将来的に太陽光パネルの発電効率が上がれば、このような事例が増えるものと思います。 ・出力だけで規定した場合に、広大な面積に規定以下の出力となるような施設が設置される事態を引き起こすことが想定されます。	太陽光発電事業は、面的な改変を行うことによる環境影響が大きいと考えるため、指標を「面積」としました。 なお、法アセスにおいては、「出力」を指標としているところですが、国は面積と総出力は概ね比例関係にあるとの考えを示しています。 国の第二種事業の最低要件(出力3万kW以上)を、国の検討会の報告書にある事業区域面積と発電出力の関係式に当てはめると、面積約77ha相当となりますので、千葉市の改正方針(案)(太陽電池発電所等区域面積10ha以上)においては、出力3～4万kW未満の太陽電池発電所も条例アセスの対象となる見込みです。

審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
3	技術指針	(共用時, 施設の稼働: 騒音) 環境騒音を環境評価項目とすることは、当然だと思います。	ご意見のとおり、パワーコンディショナ等からの騒音は、環境影響評価項目として、予測・評価することになると考えます。
4	技術指針	(共用時, 施設の稼働: 振動) 環境影響評価の対象になっていないが、パワーコンディショナ、変圧器および冷却装置などが振動源となり、公害振動を引き起こすことが考えられます。事前のアセスが必要と考えます。	前回審査会では、太陽電池発電所に特有の環境影響として、3つ、パワーコンディショナからの騒音、太陽光パネルからの反射光、太陽光パネルの撤去・廃棄を挙げましたが、環境影響評価はこれに限定せず、土地の安定性や水の濁り、景観など影響を受けることが予想される環境要素は抽出することとなります。このため、ご指摘のパワーコンディショナ等からの振動も、環境影響評価項目として、予測・評価することになると考えます。